

**ものづくり産業サーキュラーエコノミー推進事業に係る新製品デザイン・設計業務委託
公募型プロポーザル実施要領**

1 趣旨

この実施要領は、ものづくり産業サーキュラーエコノミー推進事業に係る新製品デザイン・設計業務の契約候補者を公募型プロポーザル方式により選定するために必要な事項を定めるものです。

2 委託業務の概要

(1) 委託業務名

ものづくり産業サーキュラーエコノミー推進事業に係る新製品デザイン・設計業務

(2) 業務内容

別紙「ものづくり産業サーキュラーエコノミー推進事業に係る新製品デザイン・設計業務委託仕様書」(以下「仕様書」という。)のとおり

(3) 委託期間

契約締結の日から令和8年10月14日(水)まで

(4) 委託料の上限額

金500,000円未満(消費税及び地方消費税の相当額を含む。)

※この上限額とは別に、契約手続きの中で予定価格を設定します。

3 プロポーザル参加資格要件

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる全ての要件を満たしている者としてします。

- (1) 提案内容を確実に遂行できる体制を有し、優れた企画能力を有すること
- (2) 公益財団法人富山県新世紀産業機構(富山市高田529番地及び高岡市オフィスパーク5番地)(以下「機構」という。)での対面又はWEB会議ツールにより行う打合せに、常時参加できる体制を整えていること
- (3) プロポーザルへの参加に必要な諸手続きに遺漏がないこと
- (4) 宗教団体や政治活動を主たる活動の目的としていないこと
- (5) 次のいずれにも該当しない者であること

ア 役員等(参加者が個人である場合にはその者を、参加者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時業務委託契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。)が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であると認められる者

イ 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用した等と認められる者

エ 役員等が暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められる者

- オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者
- カ 役員等が、相手方が暴力団員であることを知りながら、これを不当に利用していると認められる者
- キ 参加者（参加者が法人その他の団体である場合は、参加者及びその役員、株式会社にあつては取締役、公益法人にあつては理事、その他の法人等にあつてはこれらに相当する職にある者をいう。）が、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 2 項各号のいずれかに該当すると認められる者で、その事実があつた後 2 年を経過しないもの及びその者を代理人、支配人その他の使用人として使用する者
- ク 参加者が破産者で復権を得ない者又は会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立てがされている者若しくは民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがされている者
- ケ 参加者が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号から第 4 号まで又は第 6 号の規定に該当する者
- コ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条第 1 項に規定する風俗営業、同条第 4 項に規定する接待飲食業、同条第 5 項に規定する性風俗関連特殊営業又はこれらに類する業を営む者
- サ 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成 11 年法律第 147 号）第 5 条第 1 項に規定する観察処分を受けている者
- シ 国税又は地方税を滞納している者
- ス 民法（明治 29 年法律第 89 号）第 20 条第 1 項に規定する制限行為能力者（成年被後見人、被保佐人、被補助人又は未成年者）
- セ 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して 5 年を経過しない者

4 プロポーザル参加申込

本プロポーザルへの参加を希望される場合は、プロポーザル参加申込書(様式第 1 号)により、電子メールにて申し込みください。

申込期限：令和 8 年 6 月 5 日（金） 16 時まで（必着）

申 込 先：「11 問合せ先」のとおり

注意事項：電子メールによる申し込み後、正常に送信（受信）されているか確認するため、お手数ですが、上記申込先までお電話にてご一報いただけますようお願いいたします。
なお、申し込み後に辞退される場合は、辞退届（任意様式）を提出してください。

5 質問の受付及び回答

（1）質問の受付

本プロポーザルについて質問がある場合は、質問書（様式第 2 号）により、電子メールにて提出してください。

提出期限：令和 8 年 6 月 5 日（金） 16 時まで（必着）

提 出 先：「11 問合せ先」のとおり

注意事項：電子メールによる提出後、正常に送信（受信）されているか確認するため、お手数ですが、上記提出先までお電話にてご一報いただけますようお願いいたします。
なお、「他の応募者に関する質問」及び「その他、プロポーザルに参加するものとして適切でない設問」等については、受け付けません。

（２）質問に対する回答

質問に対する回答は、参加者の独自企画に関わることを除き、令和８年６月１１日（木）までに、すべての参加申込者に電子メールにてお送りいたします。

6 企画提案書等の提出

プロポーザルへの参加申込者は、別紙「仕様書」を踏まえ、次のとおり企画提案書等を電子メールにて提出してください。また、事業の趣旨に沿った効果的な提案であれば、上記仕様書に記載のない事項であっても、新たな提案をすることができます。

提出期限：令和８年７月６日（月）１６時まで（必着）

なお、期日までに提出されない場合は、参加を辞退したものとします。

提出先：「11 問合せ先」のとおり

提出書類：以下の①～③の書類

①企画提案内容（任意様式。ただし、A４判とする。）

別紙「仕様書」を参照の上、次の項目を具体的かつ簡潔に記載してください。

- ・企画提案コンセプト
- ・別紙「仕様書」を踏まえた企画の内容、業務スケジュール
- ・その他、別紙「仕様書」に記載された内容以外に追加可能な企画提案

②業務実施体制（任意様式。ただし、A４判とする。）

以下の内容を記載してください。

- ・会社の業務概要
- ・人員配置・実施体制などを記載してください。
- ・本業務委託に関連する事業の実績があれば、当該事業の概要を記載してください。

③概算見積書（任意様式。ただし、A４判とする。）

- ・上記「２（４）委託料の上限額」の範囲内において、本委託業務を実施するために必要な経費の全ての額（消費税及び地方消費税の相当額を含む。）を記載してください。
- ・経費の内訳がわかるように記載してください。

注意事項：電子メールによる提出後、正常に送信（受信）されているか確認するため、お手数ですが、上記提出先までお電話にてご一報いただけますようお願いいたします。

7 審査方法

（１）審査方法

審査は、上記６で提出された企画提案書等の書面について、審査員が次の審査基準に基づき、審査員ごとに採点を行い、評価の高い事業者を契約候補者として選定します。

なお、概算見積書の金額が安価な提案を行った者を第一義的に選定するものではありません。

また、プレゼンテーション審査は行いません。

(2) 審査基準

項目	主な審査の視点	点数
業務実施体制 業務実績 業務工程	○必要な組織、人員、体制が整っており、各役割が明確か ○類似業務委託の実績は十分か ○確実に業務を遂行できる工程であるか	20点
企画提案内容	○「ものづくり産業サーキュラーエコノミー連携推進事業」の趣旨を踏まえ、廃材活用、アップサイクル及び循環型ものづくりの推進に資する先導的な取組となる提案であるか	25点
	○「BACCAIng の取組や成果等」を踏まえた提案となっているか	20点
	○「消費者、企業等に対しサーキュラーエコノミーへの理解を醸成し、サーキュラーエコノミー移行への環境整備の推進」に寄与する取組みといえるか	15点
	○追加の提案等について、業務の目的を達成、またはより効果的かつ効率的なものにする観点から、その内容や方法、当提案を行う理由等が妥当か	10点
適正な経費・費目	○必要とされる経費・費目が過不足なく、適正に積算されているか	10点
合計		100点

(3) 審査結果通知

審査結果は、参加者に電子メールにて通知するとともに、契約候補者の名称等を機構ホームページにて公表します。

(4) 失格要件

次のいずれかに該当する場合は、失格とします。

- ①提出期限を過ぎて企画提案書等が提出された場合
- ②企画提案書等に虚偽の内容が記載されていた場合
- ③その他、本実施要領に違反する行為があった場合

8 事業者との契約

選定された契約候補者は、機構と別途協議の上で仕様を確定し、機構が設定した予定価格の範囲内で委託料の限度額を定め契約を締結します。

また、委託料の支払いについては、委託事業完了後に実績報告書等を検査した上で、委託料の額を確定します。この場合、確定する委託料の額は、委託事業に要した実支出額と委託料の限度額のいずれか低い額とするものとします。

9 その他

(1) プロポーザル参加に要する費用は、すべて参加者の負担とします。

- (2) 提出する案は、提案者1者につき1案とします。
- (3) 委託業務の趣旨に沿った効果的な提案であれば、仕様書に記載のない事項についても、新たな提案を妨げるものではありません。
- (4) 受託者は、委託業務を実施するに当たり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできません。この規定は、委託業務終了後も同様に適用するものとします。
- (5) 委託業務に伴って発生した著作権等の一切の権利は、すべて機構に帰属するものとします。

10 スケジュール

- (1) 公募開始 5月28日(木)
- (2) 参加申込締切 6月5日(金) 16時(必着)
- (3) 質問書提出締切 6月5日(金) 16時(必着)
- (4) 質問書回答 6月11日(木)
- (5) 企画提案書等の提出期限 7月6日(月) 16時(必着)
- (6) 審査結果通知、契約締結 7月10日(金)以降

11 問合せ先

公益財団法人富山県新世紀産業機構 イノベーション推進センター 連携促進課 川田
〒930-0866 富山県富山市高田529番地 富山技術交流ビル1階
電話：076-444-5636

メール:renkei # tonio.or.jp(#を@に置き換えて、スペースは詰めて送信してください。)